

議案審査

単行議案

■工事請負契約の締結について
○ウェーブスタジアム刈谷のグラウンドを改修します。

工事概要

グラウンド・コート用舗装工
競技施設整備工
電線管路工

請負契約金額

1億7,820万円

契約の相手方

サンエイ株式会社

【問】 工事期間中にトラックフィールドは利用できるのか。

【答】 工事期間中は利用できなくなるが、1月末にトラックの改修は終了する見込みであることから、2月10日に開催されるかきつばたマラソンから一時的に使用を開始したいと考えている。

条例議案

■刈谷市公共駐車場条例の一部改正について

○野田駐車場を設置し、寺横駐車場を廃止します。

【問】 寺横駐車場を廃止後、代替駐車場を整備する考えはあるか。

【答】 現在、銀座周辺は住宅地としての利用が多くなっており、もともと商店街の駐車場として利用していた銀座A・B地区でも、商業・住居・社会福祉施設が一体となった複合型の再開発が始まっているが、寺横駐車場に利用者が流れているといった状況は見られない。一定の役割は終えたものと考えられるため、代替駐車場を整備する予定はない。

【答】 現在、銀座周辺は住宅地としての利用が多くなっており、もともと商店街の駐車場として利用していた銀座A・B地区でも、商業・住居・社会福祉施設が一体となった複合型の再開発が始まっているが、寺横駐車場に利用者が流れているといった状況は見られない。一定の役割は終えたものと考えられるため、代替駐車場を整備する予定はない。

補正予算議案

補正予算議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を経て、関係する分科会で審査されました。

9月26日に再度予算審査特別委員会を開催し、各分科会での審査結果について各委員長より報告を受け、27日の本会議において原案のとおり可決しました。

補正する額（一般会計）
▲1億6,855万2千円
補正後の予算総額（一般会計）
579億8,421万5千円
補正後の予算総額（全会計）
916億8,573万6千円

【主な事業】
○バリアフリー基本構想を改定します。

【問】 バリアフリー基本構想の一部を改定する理由は。

【答】 刈谷駅北口周辺では、市街地再開発事業やシンボルロードづくりなどにより、状況が変化してきているほか、本年5月には更なるバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法が改正されている。これらの点を踏まえ、刈谷駅と北口周辺の計画を推進するにあたり、バリアフリー化を一体的に促進していく必要があるためである。

○住吉幼稚園の園舎移転予定地で土壌汚染が発生し、汚染対策工事が必要となったため、新園舎の開園を2021年4月の予定とします。

【問】 汚染されていない土地を購入し、その場所に幼稚園を建設する考えは。

【答】 重原、住吉の両地区からの通園の便なども考えた上で、現在の土地での建設が最も適切であると考えている。

【問】 土壌汚染対策費を市が負担する理由は。原因者は分からないのか。

【答】 入手可能な過去の資料をもとに、これまでの土地の利用状況などを調査した結果、汚染に関する原因及び原因者の特定はできなかったため、現在の土地所有者である市が汚染対策を行う必要がある。

※市民の方等から貴重なご寄附をいただきました。補正予算に計上し、活用させていただきます。

- ・高齢者福祉施設事業費寄附金 17万4千円
- ・保育園事業費寄附金 12万5千円
- ・公園事業費寄附金 148万円
- ・体育振興事業費寄附金 285万円
- ・図書館事業費寄附金 5万円
- ・学校管理事業費寄附金 100万円
- ・幼稚園事業費寄附金 30万1千円

請願・陳情の結果

今回市民の皆さん等から提出された請願1件、陳情4件は、関係する委員会で審査された結果、請願1件、陳情3件が採択、陳情1件が不採択となりました。採択された請願・陳情に伴う意見書は本会議最終日に賛成多数（請願）及び全会一致（陳情）で可決され、関係機関に送付されました。（意見書の全文は5ページに掲載）

【請願】

▼平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める請願

採択

【陳情】

▼定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

採択

▼国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

採択

▼愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

採択

▼私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

不採択

委員会の動き

委員会では、議案、請願・陳情の審査のほか、主に次のことが話し合われました。（詳しくは、市議会ホームページ）

企画総務委員会

「避難所における液体ミルクの備蓄（「マイナンパー」職員のストレスチェック）」など

福祉産業委員会

「独居老人の支援」「中小企業に対する人材育成」「重度障害者の受入施設」など

建設委員会

「ブロック塀」「亀城公園周辺整備」「水道事業民間営化」など

市民文教委員会

「読書活動」「青山斎園予約システム」「児童虐待」など

平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書

自動車は国民の生活必需品であるにも関わらず、取得・保有・走行の各段階で複雑かつ過重な税負担がかけており、一般財源による課税根拠の喪失や不合理的な二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革にともなう税制抜本改革法第7条に記載された「簡素化・負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。日本経済は緩やかに回復基調が続くものの、長期デフレからの脱却、経済好循環の実現に向けて道半ばの状況であり、正念場を迎えており、地方の活性化が急務となっている。

自動車は地方における生活の重要な足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であること、加えて、高齢化社会においても誰もが自由で安全な移動を享受するためには、最新技術が搭載された自動車社会に普及することが不可欠であり、不合理的な自動車関係諸税の「簡素化・負担の軽減」を求める取り組みは、住みやすい日本社会を維持し、持続的な発展を続けるために重要な取り組みである。したがって、平成31年度税制改正は、自動車関係諸税の抜本改革を必ずや実現すべきと考え、下記の内容について要望する。

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担を軽減すること
- (1)自動車重量税の当分の間税率を廃止すること
- (2)自動車税・軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずること
- (3)環境性能制は、環境変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること
- なお2019年4月以降期限切れを迎える各種課税措置については、2019年10月までの間、延長すること
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担を軽減すること
- (1)「当分の間」として措置される税率を「簡素化」を廃止すること
- (2)複雑な燃料課税を簡素化すること
- (3)タックス・オン・タックスを解消すること
- 3 地方への代替財源の確保を前提とした自動車関係諸税の見直し措置を講ずること
- (1)自動車関係諸税の抜本の見直しに伴い減少する地方税収に配慮し、代替財源を確保すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

刈谷市議会

平成30年9月27日

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多くなり、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校では新学習指導要領の移行期間が始まり、外国語教育については、授業内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となること懸念される。昨年度、文科科学省は、9年間で2,217,550人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,415人の定数改善を盛り込んだものの、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものである。政府予算においては、新学習指導要領の円滑な実施の

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については平成26年から、年収250万円未満の家庭には29万7,000円、年収350万円未満の家庭には23万7,600円、年収590万円未満の家庭には17万8,200円、年収910万円未満の家庭には11万8,800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満の家庭が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならぬ私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

昨年10月の総選挙では、全ての政党が「教育費無償化」「私学の無償化」を公約に掲げ、12月には政府も消費増税による「2兆円パッケージ」として「年収590万円未満の私立高校無償化」の制度設計を発表した。これを受けて、神奈川県では今年度から「年収590万円未満の授業料無償化」を先行実施し、大阪府（年収910万円未満の学納金無償化・東京都（年収760万円未満の授業料無償化・埼玉県（年収609万円未満の学納金無償化）など、私立高校の無償化は全国的な潮流となつて

刈谷市議会

平成30年9月27日

愛知県においては、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学級の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助

9月定例会提出議案の賛否

賛否が分かれたものについて掲載します。（○：賛成 ×：反対）

議案名及び議決結果	自民クラブ		市民クラブ		無所属議員の会		公明クラブ		日本共産党議員団		清風クラブ		議長	副議長																		
	渡邊 妙美	外山 欽一	清水 俊安	鈴木 正人	加藤 廣行	稲垣 雅弘	加藤 峯昭	山崎 高晴	前田 秀文	鈴木 浩二	佐原 充泰	中嶋 祥元	山内 賢彦	加藤 智次	鈴木 綱男	神谷 昌宏	蜂須賀信明	松水 寿	白土美恵子	櫻谷 勝	新村 健治	野村 武文	山本シモ子	上田 昌哉	新海 真規	星野 雅春	伊藤 幸弘	黒川 智明				
指定管理者の指定について（刈谷市立あおば保育園）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
平成29年度	刈谷市一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	刈谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	刈谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
刈谷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度刈谷市一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。よって、国の責務と私学の重要性にやんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私学の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私学の経常費助成の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

刈谷市議会

平成30年9月27日

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重要施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられ、今年度予算においても、高校経常費助成の国基準を確保し、期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク（年収350万円未満程度）は無償、乙Ⅰランク（年収350万円以上610万円未満程度）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610万円以上840万円未満程度）は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と父母を支える大きな力となってきた。入学金助成も甲ランクが実質無償化され、乙Ⅰランクは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱランクは6万5千円（入学金の3分の1）が助成されている。

しかし、年収910万円未満まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うことのできる公立高校と、上記の授業料・入学金助成制度があるといえども、初年度納付金約65万円（県内私学平均）の私立高校の間には、今なお大きな学費格差があり、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ことを理由に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、「高校選択の自由」のためには、まず、学費の公私格差を解消して「私学を選択する自由」を保障することが求められる。大阪府では「年収590万円未満では学納金を無償化」「年収800万円未満は年間学費負担を20万円以下」にしており、東京都は年収760万円未満で授業料が無償化された。京都府は年収500万円未満で授業料が、埼玉県は年収609万円未満で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円未満の授業料無償化を実施した。

「私学も無償化」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収350万円未満の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「父母負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていびつな状況が続いている。よって、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に

平成30年9月27日

刈谷市議会